

計画作成年度	平成30年度
計画主体	北海道釧路市

釧路市鳥獣被害防止計画(変更案)

〈連絡先〉

担当部署名

北海道釧路市産業振興部農林課阿寒農林振興担当

所在地

北海道釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

電話番号

0154-64-6192

FAX番号

0154-66-2223

メールアドレス

no-akannourin@city.kushiro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク・トド アザラシ(捕獲はゴマアザラシ限定)
計画期間	2019年度～2021年度
対象地域	北海道釧路市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成29年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	牧草	131,766千円	465.76ha
	デントコーン	16,294千円	31.70ha
	野菜	4,877千円	2.00ha
	森林	被害は大きい(数値的には不明)	
ヒグマ	牧草	1,145千円	4.00ha
	デントコーン	9,706千円	17.20ha
カラス	牧草・デントコーン	8,970千円	29.21ha
タヌキ・キツネ	調査中	調査中	調査中
アライグマ	調査中	調査中	調査中
ミンク	調査中	調査中	調査中
トド・アザラシ類	漁網・漁獲物	21,083千円(推定)	-

(2)被害の傾向

<p>【エゾシカ】</p> <p>エゾシカによる被害は、本市全域に見られ、特に春と秋に多く発生している。釧路市の農業は、酪農が主体で、牧草、デントコーンの被害が大きい。山林と隣接する牧草畑、デントコーン畑では、収穫量が半減する場所もあり、電気牧柵を設置するなど被害防止対策を行う農家もある。</p> <p>また、一部野菜農家は平成9年度から13年度に防護柵を設置する等の対策をしているが、被害単価が高いため被害額が大きくなっている。</p> <p>音別地区においては、平成11年度、12年度に防護柵150kmを設置しているが、河川及び道路の開口部からの侵入ができる地区また、地域の中央に位置する防護柵の設置ができない地区の被害が大きくなっている。</p> <p>有害鳥獣としてのエゾシカの捕獲については、毎年、2,000頭以上を捕獲している。</p> <p>釧路市の北部には、雄大な山岳や原始林、湖沼とそこに生息する「まりも」の阿寒摩周国立公園がある。その原始の森へのエゾシカの被害は、100年を超える樹幹の剥皮、若芽の齧り食い等の被害が甚大である。(一財)前田一歩園財団では、この森を守るため囲いわなを設置し、平成29年度は、86頭を捕獲した。また、樹幹の剥皮防止のため、ネットを巻くなど被害防止対策を実施している。</p> <p>釧路総合振興局管内市町村においては、エゾシカの有害捕獲の推進に力を入れており、道東地区の平成28年度のエゾシカ生息数は19万頭(道推計)で一時期に比べ減少傾向にあるが、農林業被害の減少とまでには、至っていない。</p> <p>最近では、狩猟区域外である住宅街や公園での出没が増加し、被害区域が拡大している。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>ヒグマは釧路、阿寒、音別各地区から目撃等の情報が数多く寄せられている。ヒグマによる被害は、山林やそこに隣接する人家及び農地に見られ、デントコーンの食害が年々増加している。</p> <p>これまで、各地区の猟友会と連携しながら、人家周辺または農地付近で被害の発生またはそれに類する状況で、箱わなの設置及び猟友会の出動をもって有害捕獲に取り組んでいる。</p>

【カラス】

カラスによる被害は、デントコーンの播種時の種子の食害、発芽時の抜き取り、牛舎へ侵入して餌の盗食、糞の排泄そして乳牛の乳房、陰部などへの損傷がある

【タヌキ・キツネ・アライグマ】

タヌキ・キツネ、アライグマによる被害は、盗食や糞便等の排泄による影響から、牛・馬等の成育に影響が出ることが懸念される。

【ミンク】

ミンクによる被害は、家畜・養殖魚等の捕食の危険性、寄生虫の持ち込み等で養魚・養鶏への被害が懸念される。

【トド・アザラシ類】

トド・アザラシ類の被害は、主に刺網漁業や定置網漁業等において漁獲物に対する食害や設置中の漁具の破損等がある。近年、全道的な個体数の増加に伴い被害が拡大しているが、痕跡を残さない食害といった把握困難な被害もあり、漁業活動への影響はさらに深刻である。

(3)被害の軽減目標

指標(被害面積・被害金額)	現状値(2017(平成29)年度)	目標値(2021年度)
エゾシカ	499.46ha ・ 152,937千円	349.62ha ・ 107,056千円
ヒグマ	21.20ha ・ 10,851千円	14.84ha ・ 7,596千円
カラス	29.21ha ・ 8,970千円	20.45ha ・ 6,279千円
タヌキ・キツネ	調査中	毎年度比10%減
アライグマ	調査中	毎年度比10%減
ミンク	調査中	毎年度比10%減
トド・アザラシ類	— ・ 21,083千円	— ・ 14,758千円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカについては、釧路地域の2猟友会支部と連携して、捕獲体制を構築してきた。捕獲手段に関しては、銃器(ライフル・散弾銃)・わなを用いて有害駆除を行ってきた。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲後廃棄物として適正処理、ゴミ処理場で焼却、エゾシカは一部食肉加工所(民間)にて食肉としての利活用をしている。</p> <p>カラスについても、釧路地域の猟友会支部と連携して捕獲体制を構築しており、銃器(散弾銃・空気銃)・箱わなで行ってきた。</p> <p>ヒグマについては、平成21年4月に釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則及びヒグマ対策の手引き(ヒグマ対応マニュアル)を制定し、捕獲等の体制を構築してきた。</p> <p>トド・アザラシ類については、漁場で確認された個体の追い払いを実施している。</p>	<p>エゾシカの捕獲に対し奨励金を市が負担しているが、財政状況の厳しい中、負担は小さくない。一方で銃器、残滓処理費用などの経費を考えると、1頭あたりの奨励金は十分ではないとの意見もあり、平成25年度から国や道の支援をいただいている。</p> <p>最近では、市街地や公園など捕獲が困難な場所に出没する傾向が高まっている。</p> <p>また、カラスについても同様であるが、狩猟者の高齢化に伴って捕獲の担い手の育成を促進していくことが課題である。</p> <p>ヒグマについて、捕獲等のヒグマ被害防止措置業務を委託しているが、財政状況の厳しい中、負担が大きく、また委託業務従事者の高齢化と相まって、より現状に即した体制の確立が必要と考える。</p> <p>トド・アザラシ類に対しては、現状の方法では被害軽減に至っていないことから銃器による捕</p>

		獲や強化網の導入等、より有効な被害軽減策の検討と被害防止に係る体制整備が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	平成9年度から平成13年度に緊急畑地帯総合整備事業により、一部の野菜農家の圃場を囲む防護柵を設置をした。 音別地域においては、平成11・12年度に新山村振興事業などで150Kmの防護柵を設置した。 また、飼料畑でエゾシカ、ヒグマによる食害の著しい酪農家が電気柵を設置している。	

(5) 今後の取組方針

釧路市における平成29年度のエゾシカによる被害額は152,937千円、被害面積は499.46haとなっている。

これまで釧路市では、エゾシカについて防護柵の設置、猟友会と連携して捕獲中心の被害軽減策を取ってきたが、依然として、農林業被害は高い水準にあるほか、市街地への出没も増加しており、エゾシカの生息数の減少が被害の減少に繋がるものと考えことから、北海道とも連携し、更なる個体数の減少に向け捕獲に取り込むこととする。

また、近年、飼料の高騰から自給飼料の確保が農業経営上重要なことからデントコーンの作付面積が増えている。しかし、エゾシカによる食害が大きいため、その対策として電気柵を設置(移設利用)する。

ヒグマについて、釧路市としては積極的な捕獲は行わず、人、家畜、農林水産物等に被害を与えるおそれがある場合は住民周知や追い払い、誘因物の除去等によって被害防除を行う。また、被害が発生またはそれに類する状況で捕獲等を実施する。

カラス、タヌキ、キツネ、アライグマ、ミンクについては、箱わななどによる捕獲のほか防鳥ネットの整備や地域に適した防除技術等の導入を検討し、農業被害の拡大防止、被害の減少を図っていく。

トド・アザラシ類については、現在捕獲は行っていないが、近年の被害急増を受け、強化網や忌避音発生装置の設置等被害軽減策の他、銃器による威嚇や捕獲の実施を検討中である。しかし、被害の実態が不明な点が多く、捕獲体制等も未整備であるため、個体数測定や被害状況の把握を優先的に実施し、最も有効な手段の検討に努める。また、トド、アザラシ類は広域回遊を行うため、沿岸近隣市町村、釧路総合振興局等とも連携して被害防止対策を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ・カラス	北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会釧路支部 阿寒部会 北海道猟友会釧路支部 徹別部会 北海道猟友会釧路支部 阿寒湖畔部会 北海道猟友会白糠郡支部 音別部会	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲実施隊(捕獲班)が有害鳥獣の捕獲を行う。
ヒグマ	同 上	ヒグマ被害防止措置業務を委託し、釧路地区、阿寒地区、音別地区の各地区ヒグマ対策連絡会議及び各地区ヒグマ対策本部の決定により、警戒活動等及び捕獲等を行う。
タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	同 上	市農業農村経営生産推進会議と連携のもと、必要に応じて捕獲資材(箱わな、囲いわな等)を導入し、関係各所の協力得て捕獲を行う。
トド・アザラシ類	釧路市漁業協同組合 刺網部会、定置網部会 釧路市東部漁業協同組合 刺網部会、定置網部会	被害内容の状況に応じて漁業者(猟銃所持者)が威嚇活動や捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2019年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化につとめエゾシカやカラスなどの生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
2020年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化につとめエゾシカやカラスなどの生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
2021年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化につとめエゾシカやカラスなどの生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

釧路市が属する北海道東部地域ではエゾシカが異常繁殖し、農林業に多大の被害を及ぼしている。

農業被害の有害捕獲は、依頼状況及び前年度実績を勘案し、捕獲計画頭数を決定する。
 エゾシカの越冬地となっている阿寒摩周国立公園内はエゾシカが多く集まり被害は甚大である、阿寒湖温泉地区の(一財)前田一歩園財団所有地で囲いわなによる生体捕獲を実施する。
 また、越冬地となっている国有林において捕獲隊を組織しエゾシカの一斉捕獲を行う。
 カラスは学習能力の高い鳥獣で一定的な捕獲が困難である。被害状況が食害だけでなく乳牛の損傷等の悪質な被害も発生し、また病原菌(サルモネラ、鳥インフルエンザ等)の飛散も懸念されるので、銃器による捕獲と、既に設置の箱わなによる捕獲を行う。
 ヒグマについては、人、家畜、農林水産物等への被害の発生またはそれに類する状況で捕獲等を実施するため、捕獲計画数は定めない。
 タヌキ、キツネ、アライグマ及びミンクは、被害金額自体は近年報告されていないものの、牛舎、畜養池等周辺での徘徊や糞尿による環境悪化が懸念されており、出没個体数に応じた捕獲を行う。
 トドは、北海道連合海区漁業調整委員会が定める採捕計画数とし、アザラシ類については、漁業被害の実態に即した捕獲を行うため、捕獲計画数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	2019年度	2020年度	2021年度
エゾシカ	2,800	2,800	2,800
カラス	700	700	700

捕獲等の取組内容

エゾシカについては、狩猟期間以外に積極的に有害捕獲を行う。阿寒湖温泉地区での生体捕獲は冬期間に行う。
 カラスは、年間通じ有害駆除として捕獲を行う。また、家畜舎に防鳥ネットなどの設置奨励を行う。
 タヌキ、キツネ、アライグマ、ミンクについては、農業被害報告に応じて、箱わな等で捕獲を行う。
 アザラシ類は、漁業被害報告に応じて、銃器等による威嚇活動・捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長い、殺傷力のあるライフル銃による捕獲活動が必要である。
 捕獲実施は、4月から9月の釧路市全域を対象とする有害駆除を行う。

(4)許可権限委任事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2019年度	2020年度	2021年度
トド・アザラシ類	強化網等の試験導入	➡	

(2)その他被害防止に関する取組

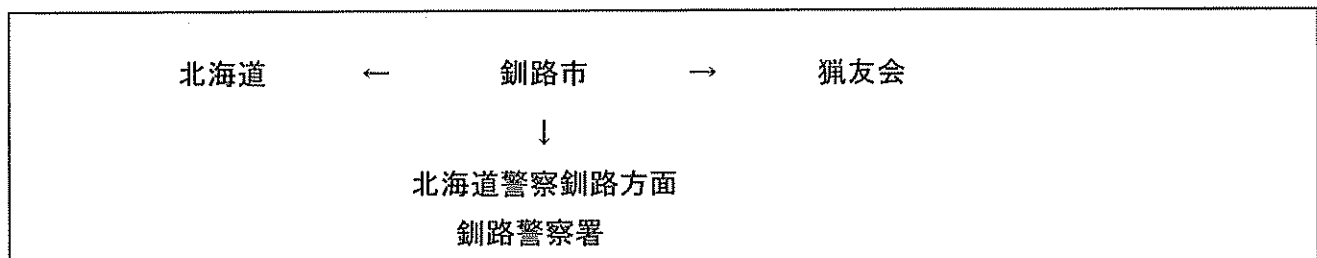
年度	対象鳥獣	取組内容
2019年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。
2020年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。

2021 年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

被害防止対策協議会の名称	釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部 阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部 音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当、連絡会議及び対策本部の連絡調整、情報収集及び被害調査、誘因物等の除去指導、住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力を行う。
北海道	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等を行う。
北海道警察釧路方面 釧路警察署	住民周知と安全の確保を行う。
北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会白糠郡支部	被害防止措置の実施を行う。



6. 被害防止策の実施体制に関する事項

(エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク)

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	釧路市農業農村経営生産推進会議
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び立案を行う。
阿寒農業協同組合 釧路丹頂農業協同組合	各農家からの被害状況取りまとめ及び営農指導、情報提供などを行う。
釧路市農業委員会 釧路農業改良普及センター釧路中西部支所 釧路家畜保健衛生所 北海道ひがし農業共済組合 釧路西部事業センター	営農指導、情報提供などを行う。
阿寒酪農振興会 阿寒野菜組合 阿寒馬事振興会 他9団体	農業者の見地から情報提供、対策検討を行う。

くしろ西森林組合 弟子屈町森林組合阿寒事務所 (一財)前田一步園財団	森林のエゾシカ被害等の情報提供を行う。
--	---------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道	鳥獣被害防止に関する情報提供、広域的な調整を行う。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

釧路市は鳥獣被害対策実施隊を設置(平成24年)、実施隊員127名(平成30年度)を委嘱し、地区割班編成によるエゾシカ捕獲を実施する。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農林産物の被害は恒常的に発生しており、釧路市農業農村経営生産推進会議幹事会(事務担当レベル)において、検討をする。

(ヒグマ)

(1)被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策協議会の名称	釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部 阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部 音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当、連絡会議及び対策本部の連絡調整、情報収集及び被害調査、誘因物等の除去指導、住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力を行う。
北海道	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等を行う。
北海道警察釧路方面	住民周知と安全の確保を行う。
北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会白糠郡支部	被害防止措置の実施を行う。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
環境省釧路湿原自然保護官事務所 環境省阿寒摩周国立公園管理事務所阿 林野庁北海道森林管理局根釧西部森林 一般財団法人前田一步園財団 有限会社前田一步園林業	野生鳥獣の生態及び鳥獣被害に関する調査、研究に関する情報提供。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

(トド・アザラシ類)

(1)被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策協議会の名称	設立協議中
構成機関の名称	役 割
釧路市漁業協同組合(代表)	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
釧路市東部漁業協同組合	漁業者からの海獣被害状況取りまとめ及び情報提供を行う。
釧路市	関係機関等との連絡調整を行う。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道	近隣市町村との調整及び、海獣被害対策に係る情報提供を行う。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

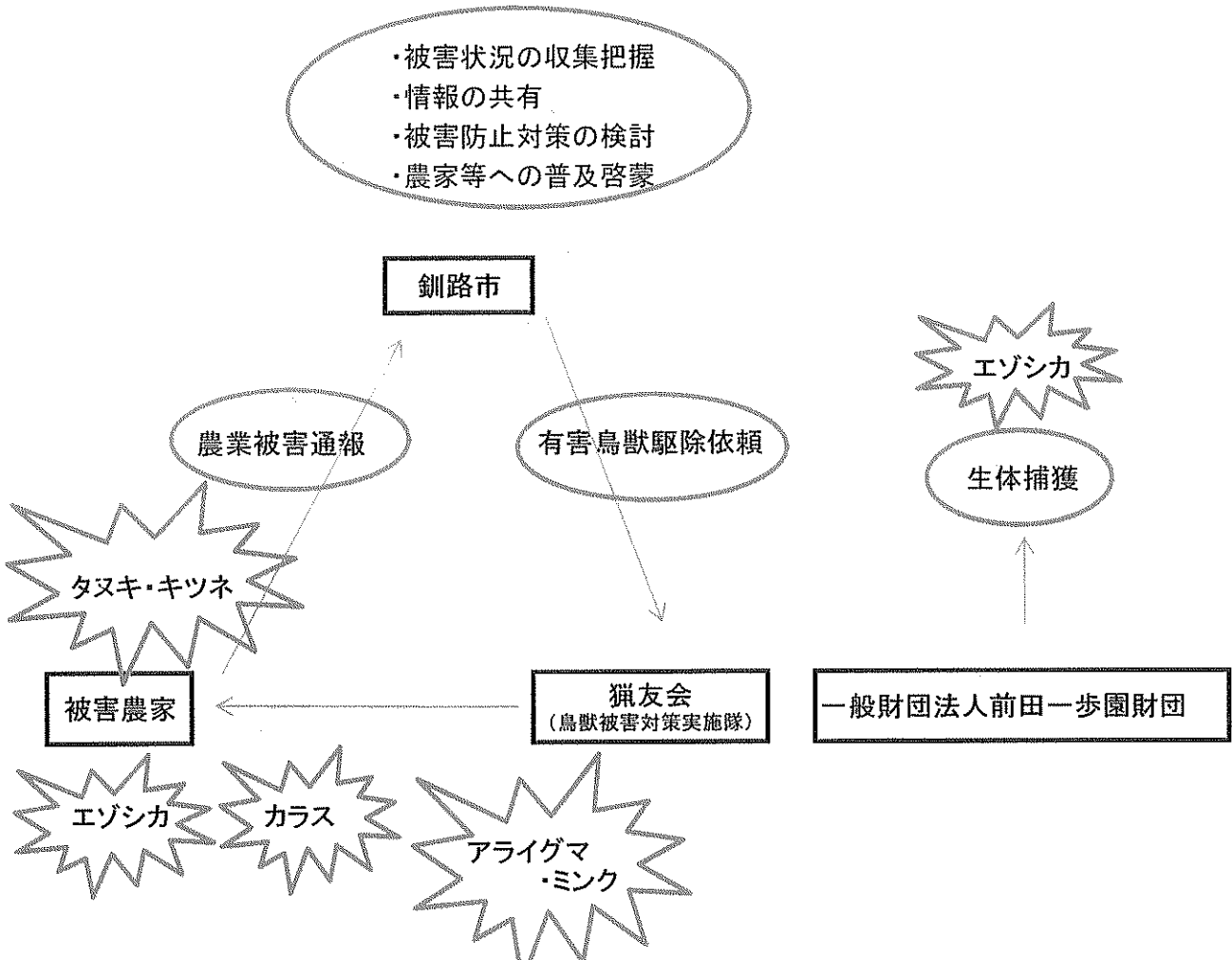
7. 捕獲等を利用した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後廃棄物として適正処理、ゴミ処理場で焼却処分する。エゾシカは一部食肉加工所及びペットフード加工所(民間)において利活用を図る。また、鹿皮等の利用について、猟友会での活発な議論を期待したい。(一財)前田一步園財団の生体捕獲は、民間の一時養鹿施設から食肉流通を図る。トド・アザラシ類は、捕獲後、研究機関への検体提供を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林水産業被害対策としての有害鳥獣の捕獲では、野生動物の保護など自然環境面での問題など、意見の相違が見られる。関係機関や地域住民など、相互理解のもと尊重しながら柔軟に取り組むこととする。

釧路市農業農村経営生産推進協議会



<被害対策推進会議構成>

- ・釧路市農林課
- ・釧路丹頂農業協同組合
- ・阿寒農業協同組合
- ・釧路市農業委員会
- ・釧路地区農業共済組合
- ・釧路農業改良普及センター
- ・釧路家畜保健衛生所
- ・くしろ西森林組合
- ・弟子屈町森林組合阿寒事務所
- ・一般財団法人前田一步園財団
- ・各農業者団体

<協力団体>

- ・北海道猟友会釧路支部
- ・北海道猟友会釧路支部 阿寒部会
- ・北海道猟友会釧路支部 徹別部会
- ・北海道猟友会釧路支部 阿寒湖畔部会
- ・北海道猟友会白糠郡支部 音別部会
- ・NPO釧路市猟友会

※カラス・タヌキ・アライグマについては音別・阿寒行政センター市民課も係わる。

ヒグマ対策の会議等

- (1) 釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議は、
関係機関との情報交換やヒグマ対策のあり方を検討するため、開催する。(平常時開催)
- (2) (釧路・阿寒・音別) 地区ヒグマ対策連絡会議は、
ヒグマが出没し、被害発生もしくは発生の可能性がある場合、開催する。
(緊急時開催)
- (3) (釧路・阿寒・音別) 地区ヒグマ対策本部は、
ヒグマが出没し、捕獲などの対策を講じる場合、設置する。
(緊急時開催)

(1) 釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議は、平常時において少なくとも年1回開催するものとし、釧路・阿寒・音別の各地区及び関係機関の間で情報交換やヒグマ対策のあり方の検討を進める。

- ・ 釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議構成機関
釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

(2) (釧路・阿寒・音別) 地区ヒグマ対策連絡会議

地区ヒグマ対策連絡会議は、ヒグマが出没し、被害発生もしくは発生の可能性がある場合に、釧路市が設置する。

- ・ 釧路地区ヒグマ対策連絡会議構成機関
 - ・ 阿寒地区ヒグマ対策連絡会議構成機関
 - ・ 音別地区ヒグマ対策連絡会議構成機関
- 釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

(3) (釧路・阿寒・音別) 地区ヒグマ対策本部

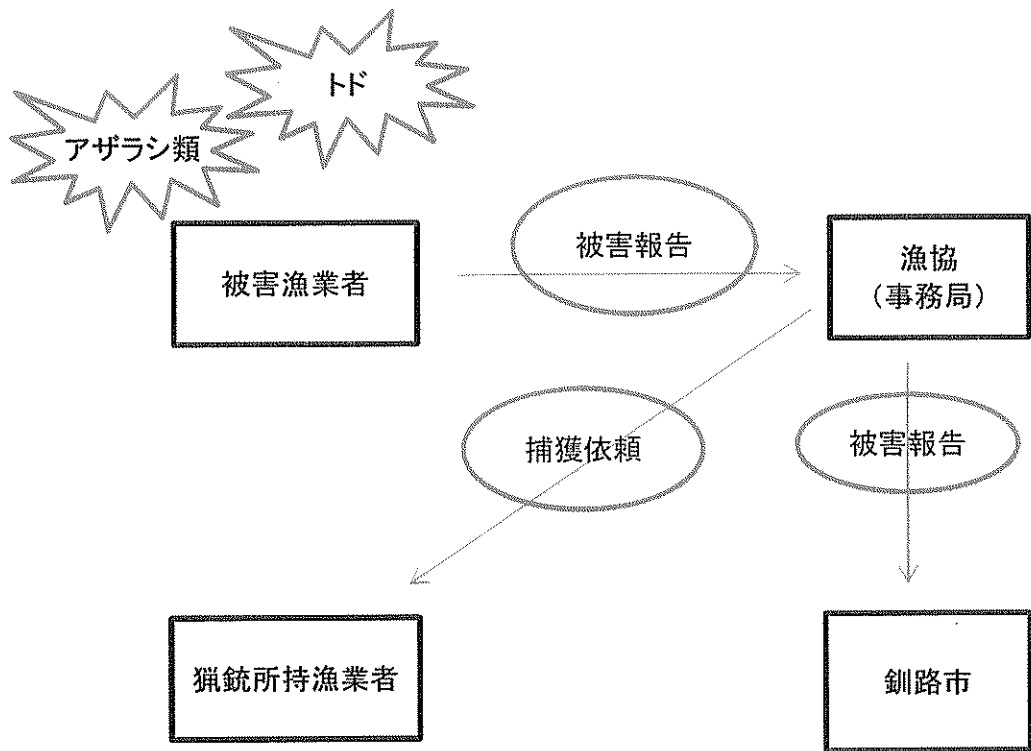
地区ヒグマ対策本部は、捕獲などの対策を講じる必要がある場合に、釧路市が設置するものとし、対応方針を迅速かつ機動的に決定、実施する。

- ・ 釧路地区ヒグマ対策本部構成機関
 - ・ 阿寒地区ヒグマ対策本部構成機関
 - ・ 音別地区ヒグマ対策本部構成機関
- 釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧

平常時開催連絡会議 ●座長 ○事務局 ○構成員		出沒等緊急時開催地区対策連絡会議、地区対策本部 ●座長、地区対策本部長 ○事務局 ○構成員			
釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議		釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部	阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部	音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部	
組織の構成員	北海道釧路総合振興局環境生活課	○	○	○	○
	北海道警察釧路方面釧路警察署地域課	○	○	-	-
	北海道警察釧路方面釧路警察署 (阿寒駐在所・徹別駐在所・阿寒湖畔駐在所)	○	-	○(地区により阿寒・徹別・阿寒湖畔の各駐在所)	-
	北海道警察釧路方面釧路警察署音別駐在所	○	-	-	○
	北海道猟友会釧路支部	○	○	○(地区により阿寒・徹別・阿寒湖畔の各部会)	-
	北海道猟友会白糠郡支部(音別部会)	○	-	-	○(音別部会)
	釧路市市民環境部長	●	●	-	-
	釧路市阿寒町行政センター長	○	-	●	-
	釧路市音別町行政センター長	○	-	-	●
	釧路市環境保全課	◎	◎	-	-
	釧路市阿寒町行政センター市民課	○	-	◎	-
	釧路市阿寒観光振興課	○	-	-	-
	釧路市阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所	○	-	-	-
	釧路市音別町行政センター市民課	○	-	-	◎
	釧路市農林課	○	○	○	○
協力要請機関・団体	環境省釧路湿原自然保護官事務所	○	必要に応じ、左記の機関・団体などに協力要請する。		
	環境省阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所	○			
	地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター道東地区野生生物室	○			
	林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署飽別雄別合同森林事務所	○			
	林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署阿寒湖畔森林事務所	○			
	一般財団法人前田一步園財団	○			
	有限会社前田一步園林業	○			
	釧路市動物園	○			

トド・アザラシ類被害防止に係る実施体制



<被害防止対策協議会>
・被害状況の収集把握
・情報の共有
・被害防止対策の検討
・漁業者等への普及啓蒙

(構成)
釧路市漁業協同組合
釧路市東部漁業協同組合
釧路市水産課